



キッチンから、笑顔をつくろう

第64回

定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号
ホテルラングウッド 2階 飛翔の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第64回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
(添付書類)	
事業報告	6
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告	34

クリナップ株式会社

証券コード 7955

証券コード7955
平成29年6月6日

株 主 各 位

東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号

クリナップ株式会社

代表取締役 社長執行役員 佐藤 茂

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使のご案内」にしたがって、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただける場合

会場受付にて
ご提出



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

インターネット



パソコンまたは携帯電話等から議決権行使サイト (<http://www.evotef.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに賛否を入力してください。

*詳細は3頁をご覧ください。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申し込みをされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

記

1	日 時	平成29年6月28日（水曜日）午前10時 （受付開始：午前9時）
2	場 所	東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号 ホテルラングウッド 2階 飛翔の間 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3	目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第64期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第64期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件</p>
4	議決権行使に関する事項	<p>書面並びにインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。 また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。</p> <p>代理人による議決権行使 当社定款の定めに基づき、株主様は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p>

以上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://cleanup.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- 連結計算書類の連結注記表
- 計算書類の個別注記表

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://cleanup.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

以下はパソコンの画面を表示しております。

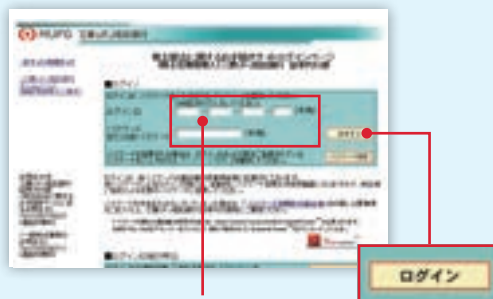
1 議決権行使サイトにアクセスする

<http://www.evote.jp/>



① 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

行使期限 平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分まで承りますが、お早めにご行使ください。

1 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、前記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）（受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、グループ全体の効率的な経営による収益力の向上と資本効率の向上を図りつつ、安定した配当を継続することにより、株主の皆様への利益還元を努めてまいりたいと考えております。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当社グループにおける当期の業績及び今後の事業展開などを総合的に勘案した結果、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は368,919,670円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき20円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を変更するものであります（第13条及び第22条）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を表します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（招集者および議長）</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p> <p>（取締役会の招集）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。ただし、<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>2. （条文省略）</p>	<p>（招集権者および議長）</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の<u>取締役</u>に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>（取締役会の招集）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集する。ただし、<u>当該取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>2. （現行どおり）</p>

以 上

(添付書類)

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境に改善が見られ、緩やかな回復基調で推移したものの、英国のEU離脱や米国の政権交代、新興国の景気減速などがあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

住宅設備機器業界におきましては、相続税対策により貸家の新設住宅着工戸数は堅調だったものの、持家や分譲住宅の動きは鈍くなってきており、低迷しているリフォーム市場と相まって、厳しい状況が続いております。

このような中、当社グループ（当社及び連結子会社をいう。以下同じ。）は、『流レールシンク』を標準装備したシステムキッチン「S. S.」や「クリンレディ」、平成28年6月に『流レールボールLL』を搭載して新発売した洗面化粧台「ファンシオ」、平成28年9月にリフォーム対応力を強化して新発売したシステムキッチン「ラクエラ」など、付加価値の高い商品を市場に提供してまいりました。

販売面では、大切な顧客接点であるショールームでの価値提供強化を図るために、平成28年10月に中部エリアの旗艦ショールームとして「クリナップ・キッチンタウン・名古屋」をオープンいたしました。また、全国102ヶ所のショールームを活用したフェアを開催し、当社の会員登録制組織「水まわり工房」加盟店をはじめとした流通パートナーとの連携も深めながら、需要の拡大、獲得に努めてまいりました。

生産面では、東西の生産バランス再編を踏まえながら、引き続きVE活動を推進し、原価低減に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高を部門別にみますと、厨房部門では、システムキッチン「S. S.」は数量、金額とも増、「クリンレディ」は数量、金額とも減、「ラクエラ」は数量、金額とも減となりました。この結果、厨房部門の売上高は前年同期比0.5%減の893億3千6百万円となりました。

浴槽・洗面部門では、システムバスルーム「アクリアバス」は数量、金額とも減、「ユアシス」は数量、金額とも減、洗面化粧台においては数量、金額とも増となりました。この結果、浴槽・洗面部門の売上高は前年同期比2.7%減の179億7千6百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前年同期比0.7%減の1,136億6千1百万円となりました。利益面では営業利益は同76.1%増の19億8千9百万円、経常利益は同106.9%増の17億9千5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、同293.2%増の13億3千9百万円となりました。

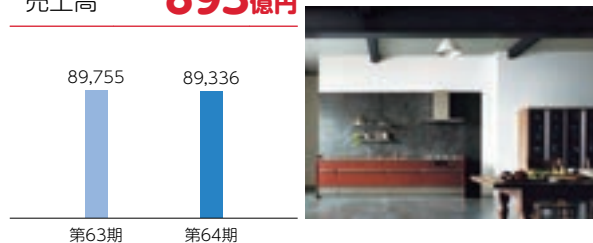
企業集団の事業部門別売上高

(単位：百万円)

区 分	期 別	第63期 (平成28年3月期)		第64期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)		前連結会計年度比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
厨房部門		89,755	78.4%	89,336	78.6%	99.5%
浴槽・洗面部門		18,466	16.1	17,976	15.8	97.3
その他		6,223	5.5	6,348	5.6	102.0
合計		114,445	100.0	113,661	100.0	99.3

■ 厨房部門

売上高 **893億円**



■ 浴槽・洗面部門

売上高 **179億円**



連結業績

(単位：百万円)

業績項目	第63期 (平成28年3月期)	第64期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)	前連結会計年度比
売上高	114,445	113,661	△0.7%
営業利益	1,129	1,989	76.1%
経常利益	867	1,795	106.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	340	1,339	293.2%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は24億1千3百万円で、その主なものは次の通りであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社事務所・ショールーム	移転・改装	730百万円
当社生産本部	生産設備の増強	148百万円
当社四倉工場	生産設備の増強	133百万円
当社鹿島システム工場	生産設備の増強	116百万円
当社本社他	情報投資	512百万円

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

当社本社他	情報投資	184百万円
当社事務所・ショールーム	移転	117百万円

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、住宅取得支援策等による活性化に期待が持てるものの、伸び悩む消費マインドの回復には時間がかかるとわれ、依然として厳しい状況が継続すると思われま

す。このような中、当社グループは『流レールシンク』を標準装備したシステムキッチン「S. S.」や「クリンレディ」、システムバスルーム「アクリアバス」などの中高級品を強みとして利益拡大に努めてまいります。また、大切な顧客接点であるショールームでの価値提供を引き続き強化し、会員登録制組織「水まわり工房」加盟店をはじめとした流通パートナーと連携して、リフォーム需要を喚起し、効果的な販売活動に注力してまいります。

さらに、生産設備の整備、ショールームの改装、情報基盤整備等への投資の一方、生産面での原価低減、全社的なコスト削減にも努めてまいります。

また、新たな事業機会を捉えた政策を推進してまいります。中長期的には、以下の事業戦略を進めてまいります。

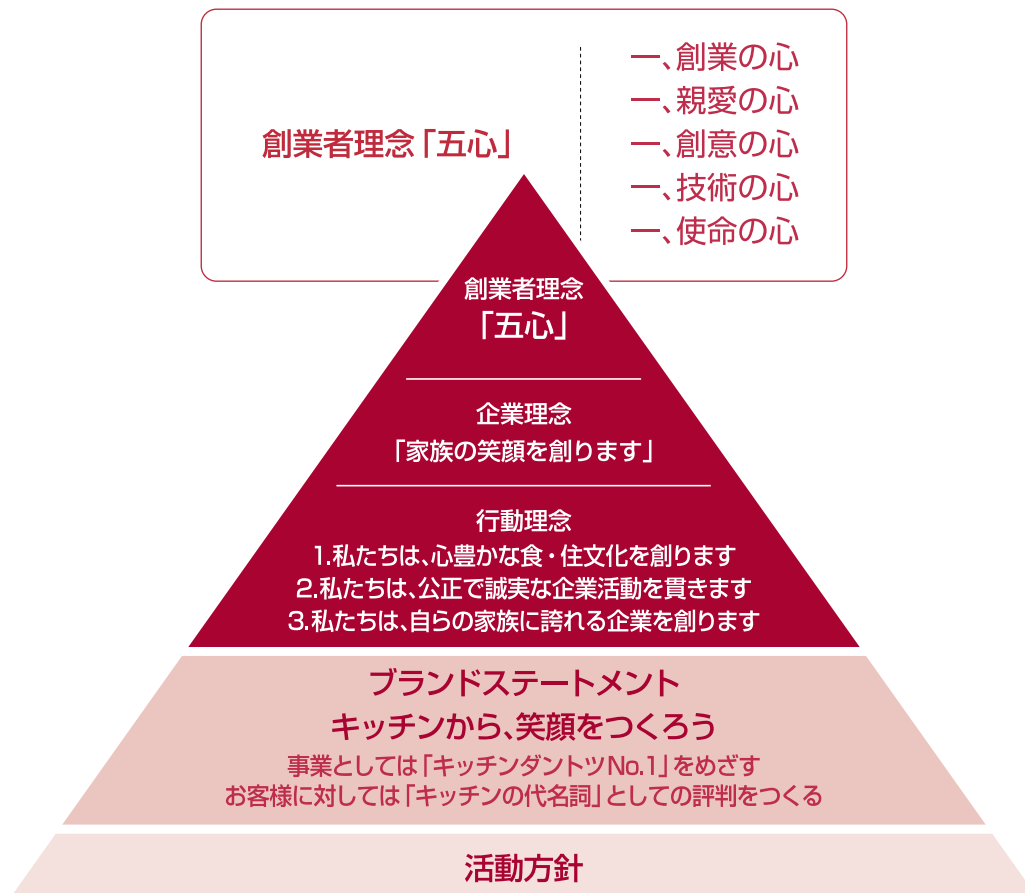
1. 付加価値の最大化
2. 固定費の最適化
3. 評価指標の見直し
4. 海外市場の獲得
5. 新規ビジネス創出
6. 人・ブランドづくり

上記の事業戦略に基づき、グループ全体の付加価値向上を目指して、基盤改革、成長戦略を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考

クリナップの企業理念



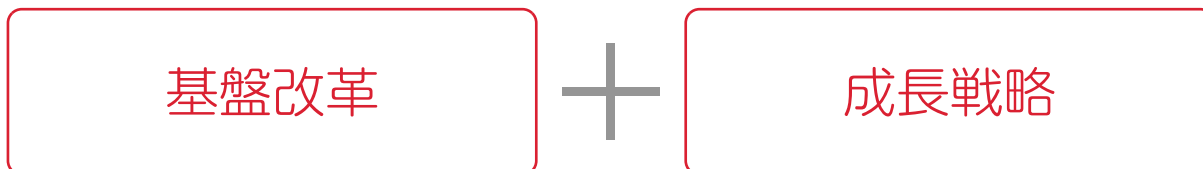
上記三つの理念（創業者理念・企業理念・行動理念）に根ざした強い人材・組織・事業を育成することにより、経営を強化／高度化し、“The Kitchen Company”を確立します。

ご参考

中長期計画

基盤事業の収益構造を変革し、新たな成長のステージへ。

■方針



■戦略

付加価値（収益）重視経営へ向けた変革

基盤改革	収益構造の変革	<ul style="list-style-type: none">●付加価値の最大化と固定費の最適化<ul style="list-style-type: none">・中高級品の販売強化・リフォーム市場で競争優位となる商品の開発・ショールームを核とした販売戦略の推進・サプライチェーン全体での原価低減活動の強化・設備投資及びコストの最適化・評価指標の見直し
	経営基盤の進化	<ul style="list-style-type: none">●業務・仕組みの効率化による高い生産性の実現●キッチン専門メーカーならではの人・ブランドづくり●社会的使命をもった事業活動の推進●ガバナンス体制の強化と安定的な株主還元

キッチン専門メーカーの強みを活かした新価値の提供

成長戦略	<ul style="list-style-type: none">●海外市場の獲得<ul style="list-style-type: none">・マーケットを見極めながら、海外での成功モデルの構築●新規ビジネスの創出<ul style="list-style-type: none">・自社の強みを活かしつつ、成長が予見される新規事業の創出
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第61期	第62期	第63期	第64期
		(平成26年3月期)	(平成27年3月期)	(平成28年3月期)	(当連結会計年度) (平成29年3月期)
売上高	(百万円)	128,785	116,239	114,445	113,661
経常利益	(百万円)	8,470	2,703	867	1,795
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	4,970	883	340	1,339
1株当たり当期純利益	(円)	106.68	20.84	8.19	33.55
総資産	(百万円)	95,932	86,063	85,871	84,369
純資産	(百万円)	60,626	56,509	55,773	52,615
1株当たり純資産額	(円)	1,301.25	1,358.69	1,340.97	1,437.82
自己資本比率	(%)	63.2	65.7	65.0	62.4

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。ただし、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

2. 「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式を、第62期、第63期及び第64期の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

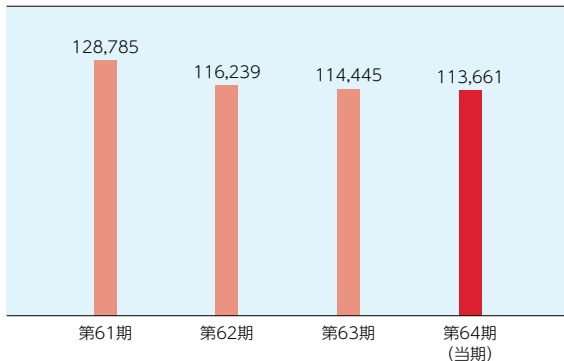
区 分	期 別	第61期 (平成26年3月期)	第62期 (平成27年3月期)	第63期 (平成28年3月期)	第64期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売上高	(百万円)	123,275	110,377	108,217	106,906
経常利益	(百万円)	7,924	2,645	561	1,379
当期純利益	(百万円)	4,792	1,169	185	1,197
1株当たり当期純利益	(円)	102.86	27.57	4.47	29.99
総資産	(百万円)	92,151	82,065	81,273	79,127
純資産	(百万円)	58,209	54,047	53,244	50,187
1株当たり純資産額	(円)	1,249.37	1,299.51	1,280.16	1,371.48
自己資本比率	(%)	63.2	65.9	65.5	63.4

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。ただし、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

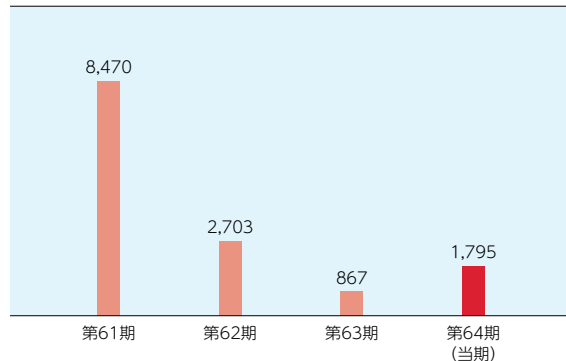
2. 「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式を、第62期、第63期及び第64期の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

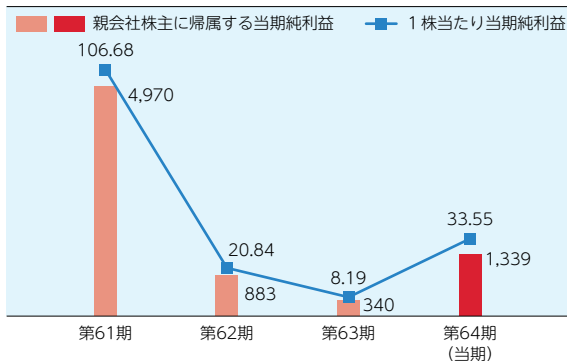
売上高 (百万円) (連結)



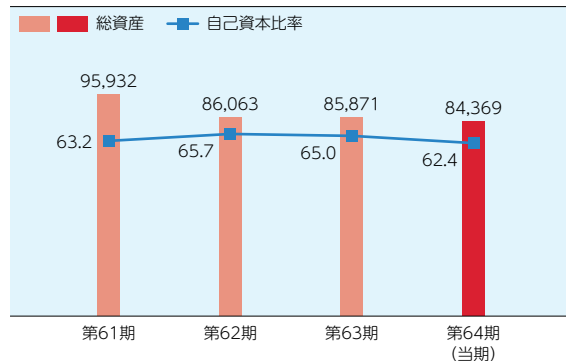
経常利益 (百万円) (連結)



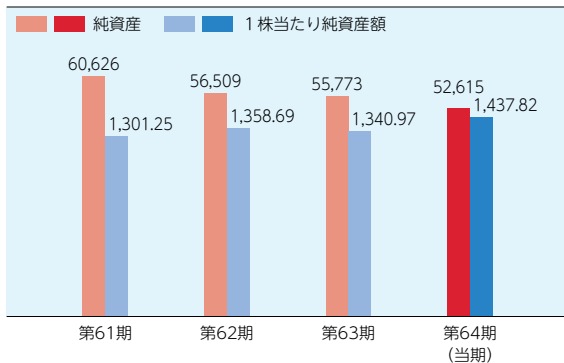
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円) (連結)



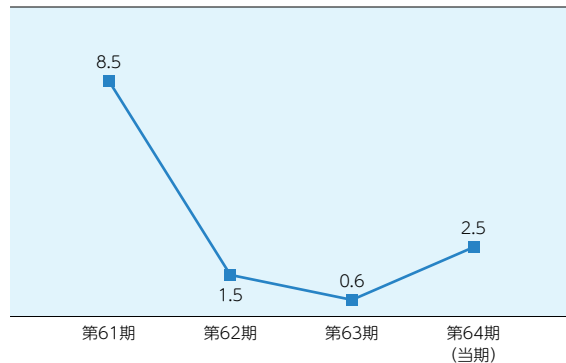
総資産 (百万円) / 自己資本比率 (%) (連結)



純資産 (百万円) / 1株当たり純資産額 (円) (連結)



ROE (%) (連結)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
クリナップ岡山工業株式会社	13百万円	100%	厨房・洗面機器の製造販売
株式会社クリナップステンレス加工センター	126	100	ステンレスの切断加工及び着色
井上興産株式会社	10	100	建材及びステンレス鋼材の販売
クリナップロジスティクス株式会社	50	100	利用運送事業、運送及び倉庫業
クリナップテクノサービス株式会社	87	100	厨房・浴槽・洗面機器の施工及びアフターサービス
クリナップキャリアサービス株式会社	100	100	人材派遣業及び介護事業
クリナップハートフル株式会社	25	100	事務受託事業
可麗娜厨衛（上海）有限公司	320万米ドル	100	厨房・浴槽等の商品及び部品の販売
可麗必斯家具（瀋陽）有限公司	300万元	—	厨房・家具等の金属・樹脂部品の製造販売

- (注) 1. 可麗必斯家具（瀋陽）有限公司は、可麗娜厨衛（上海）有限公司が100%出資しております。
2. 平成29年4月1日付で、当社の連結子会社であるクリナップ岡山工業株式会社を吸収合併しております。
3. 平成29年4月3日に情報システム関連の会社である株式会社エイチエスケイの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。
また、同社の連結子会社化に伴い、商号をクリナップソリューション株式会社に変更しております。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業部門	事業の内容
厨房部門	厨房機器の製造、販売、施工、アフターサービス及びこれらに関連する事業
浴槽・洗面部門	浴槽・洗面機器の製造、販売、施工、アフターサービス及びこれらに関連する事業
その他	ステンレス素材の切断、着色加工及び販売、運送事業、人材派遣事業、介護事業並びにこれらに関連する事業

(8) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号			
営業拠点	北海道支店	北海道札幌市	4営業所	4ショールーム
	東北支店	宮城県仙台市	12営業所	13ショールーム
	上信越支店	長野県長野市	8営業所	7ショールーム
	東京支社	東京都千代田区	39営業所	28ショールーム
	中部支社	愛知県名古屋市	16営業所	12ショールーム
	関西支社	大阪府大阪市	32営業所	26ショールーム
	九州支店	福岡県福岡市	13営業所	12ショールーム
	香港支店	中華人民共和国		
	台湾支店	中華民国		
工場	四倉・鹿島システム・湯本・クレート・鹿島 (いずれも福島県いわき市)			

② 子会社

クリナップ岡山工業株式会社	岡山県勝田郡勝央町
株式会社クリナップステンレス加工センター	福島県いわき市
井上興産株式会社	東京都荒川区
クリナップロジスティクス株式会社	東京都千代田区
クリナップテクノサービス株式会社	埼玉県草加市
クリナップキャリアサービス株式会社	福島県いわき市
クリナップハートフル株式会社	東京都荒川区
可麗娜厨衛(上海)有限公司	中華人民共和国
可麗必斯家具(瀋陽)有限公司	中華人民共和国

- (注) 1. 平成29年4月1日付で、当社の連結子会社であるクリナップ岡山工業株式会社を吸収合併しております。
2. 平成29年4月3日に情報システム関連の会社である株式会社エイチエスケイの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。
- また、同社の連結子会社化に伴い、商号をクリナップソリューション株式会社に変更しております。

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門等の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
厨房、浴槽・洗面関連等 (営業)	2,022名	+24名
厨房、浴槽・洗面関連等 (生産)	1,040	+ 6
管理その他	496	-
合計	3,558	+30

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 事業部門を兼務する従業員がほとんどのため、従業員数を部門別に表示しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,767名	+32名	40.6才	15.0年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,191百万円
農林中央金庫	1,797
株式会社三井住友銀行	1,790
株式会社みずほ銀行	727
三菱UFJ信託銀行株式会社	714

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 130,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 41,942,374株 (自己株式5,348,487株を含む)
- (3) 株主数 3,979名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社井上	8,609千株	23.3%
クリナップ真栄会	1,893	5.1
株式会社タカヤス	1,829	4.9
クリナップ社員持株会	1,767	4.7
クリナップ共進会	1,666	4.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,272	3.4
株式会社三菱東京UFJ銀行	757	2.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	750	2.0
三菱UFJ信託銀行株式会社	693	1.8
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	629	1.7

- (注) 1. 当社は、自己株式を5,050,407株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、「株式付与E S O P信託口」が保有する自己株式(298,080株)を除いた自己株式(5,050,407株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、平成26年10月5日に創業65周年を迎えることを契機に、当社グループ従業員に対して自社の株式を交付することで、当社グループ従業員の帰属意識と経営参画意識を醸成し、長期的な業績向上や株価上昇に対する社員の意欲や士気の高揚を図り、長期的な企業価値向上を目指すことを目的とし、周年行事型のインセンティブ・プランとして株式付与E S O P信託制度を導入しております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託に関する諸費用の純額を資産又は負債に計上しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	井上 強 一	
代表取締役 (社長執行役員)	佐藤 茂	開発本部管掌
取締役 (副社長執行役員)	小島 輝 夫	法務・監査部担当 兼 総務部、人事部、情報システム部、海外事業部管掌
取締役 (専務執行役員)	藤本 眞 一	営業本部長
取締役 (専務執行役員)	島崎 憲 夫	コミュニケーション部担当 兼 経営企画部、新事業推進部、経理部、購買部、CS推進本部管掌
取締役 (常務執行役員)	山田 雅 二	生産本部長
取締役 (常務執行役員)	竹内 宏	ハウス・直需事業部長
取締役	川崎 享	株式会社エム・アイ・ピー 代表取締役社長 株式会社リンガーハット 社外取締役
取締役	千代田 有 子	弁護士
常勤監査役	山根 康 正	
常勤監査役	山本 幸 男	
監査役	新谷 謙 一	弁護士 日清オイリオグループ株式会社 社外監査役
監査役	有賀 文 宣	税理士 エステー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 代表取締役井上強一氏は、平成29年1月1日付で代表取締役会長に就任しました。
 2. 取締役佐藤茂氏は、平成29年1月1日付で代表取締役社長執行役員に就任しました。
 3. 取締役川崎享及び千代田有子の両氏は、社外取締役であります。
 4. 監査役新谷謙一及び有賀文宣の両氏は、社外監査役であります。
 5. 常勤監査役山根康正及び山本幸男の両氏は、長年にわたり当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役有賀文宣氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	267百万円 (5百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	44百万円 (9百万円)
合計	15名	311百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成2年6月28日開催の定時株主総会において月額40百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の定時株主総会において月額7百万円以内と決議されております。
3. 取締役の報酬等の額には、平成28年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

取締役川崎享氏は、平成28年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、主に長年にわたる会社経営の豊富な経験や幅広い見地からの発言を行っております。

取締役千代田有子氏は、平成28年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

監査役新谷謙一氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

監査役有賀文宣氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

② 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職に関する事項

取締役川崎享氏は、株式会社エム・アイ・ピーの代表取締役社長であります。当社は同社との間に生産管理についてのコンサルティングに関する取引関係がありますが、その取引実績は、当社の当連結会計年度における販売費及び一般管理費の0.1%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。

また、当社代表取締役会長である井上強一氏は、川崎享氏が代表取締役社長を務める株式会社エム・アイ・ピーの社外監査役であり、当社と同社とは役員の相互就任の関係となります。

③ 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役川崎享氏は、株式会社リンガーハットの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役新谷謙一氏は、日清オイリオグループ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

監査役有賀文宣氏は、エステー株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

④ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	31百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に関し、以下のいずれかの事象が発生した場合には、検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

- ① 会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合
- ② 監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合
- ③ 会計監査人の継続監査年数等を勘案し、解任又は不再任が妥当と判断した場合
- ④ 当社都合の場合

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員一致の決議により、監査役会が会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容及び運用状況の概要は以下の通りであります。

業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容

当社グループは、企業理念である「家族の笑顔を創ります」をはじめとする経営理念体系の実践により、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り定めております。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループは、「行動理念」を含む経営理念体系のもと、社内規程「行動基準」を定め、当社グループのすべての役員及び従業員はこれを遵守する。また、内部監査担当部門を中心に「行動基準」の浸透と実現に努める。
 - ② 当社グループは、「内部通報対応規程」を定め、内部通報制度による不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、通報者の保護を行う。
 - ③ 当社内部監査担当部門は、「内部監査規程」その他関連社内規程に基づき、監査役等と連携を図り、子会社を含めたグループ全体の監査を行い、その結果を被監査部門のみならず、関係部門並びに当社代表取締役及び当社監査役へ報告する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社グループは、「総括文書管理規程」その他関連規程を定め、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報につき、適切に保存及び管理を行うとともに、秘密保持に努める。
 - ② 取締役及び監査役は、これらの情報を必要なときに閲覧できる。

- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループは、事業継続計画を策定し、危機の発生への速やかな事業継続体制を整備するとともに、当該事業継続計画に基づき、「危機管理規程」その他関連規程を定め、グループ全体の危機管理体制を整備する。
 - ② 各部門、各子会社に係る各種危機管理体制を整備し、リスクの把握、分析、対応策の検討を行い、予防に努める。また、リスクが実現した場合の対処につき整備する。

-
- (4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループの中期経営計画を定め、それに基づき当社各部門及び子会社各社が策定した年度計画等を審査し、年度予算の配分を決定する。
 - ② 「取締役会規則」、「組織運営規程」その他関連規程により、取締役の合理的な業務分掌、チェック機能を備えた権限、意思決定及び指揮命令システムを整備する。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。
 - ③ 執行役員制度を導入し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員への任命及び業務執行状況の監督を行う。
- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- 「子会社管理規程」その他関連規程を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付ける。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査部門に属する使用人を配置する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 前号の使用人の任命及び人事並びに監査部門の組織変更の最終決定は、監査役会の承認を必要とする。
 - ② 当該使用人は、他部門の使用人を兼務することができず、その指揮命令系統は監査役とする。
- (8) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役員及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループに著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告することとする。
 - ② 当社内部監査担当部門は、「内部監査規程」により、当社監査役に監査状況等を定期的に報告する。
 - ③ 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査役に内部通報の状況等について定期的に報告する。
 - ④ 当社グループは、上記の報告を行った役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が、取締役会の他、重要な会議に出席する等、代表取締役及び取締役並びに執行役員等と定期的に意見交換を行う機会を確保する。
 - ② 監査役が重要会議の議事録及び稟議書等を常時閲覧できる体制を整備する。
 - ③ 監査役は、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、監査部門、経理部門その他の各部門に監査への協力を求めることができる。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することとし、「行動基準」において、反社会的勢力との関わりを一切持たないことを定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組むこととする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の基本方針に基づいて体制の整備を行っております。当事業年度におけるその運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) コンプライアンスに対する取り組みについて

「行動基準」の周知徹底を図るため、行動基準ハンドブックをすべての取締役等及び使用人に配付しており、入社時の他、「行動基準」の改定時等、必要に応じた研修・教育の実施等を通じて、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

また、「内部通報対応規程」に基づき「クリナップホットライン」を運用しており、通報者の保護を徹底しつつ、通報情報を調査し問題を入手し是正に取り組んでおります。

なお、社会動向の変化や法令等の改正などを受け、一部内容の見直しが必要となったため、平成29年1月に「行動基準」の改正をいたしました。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組みについて

自然災害等、経営に重大な損害や影響等を与える可能性のある不測の事態の発生に備え、事業継続計画書に基づき、その低減を図るべく推進しております。

また、「危機管理規程」その他関連規程に基づき、危機管理の仕組みを構築しております。

(3) 取締役等の職務執行の効率性の確保に対する取り組みについて

平成28年度は、取締役会を15回開催し、法令又は定款に定める事項のほか、業務執行の決定及び業務執行の基本事項について代表取締役又は担当取締役並びに執行役員から報告を求め、職務の執行を監督しております。

また、執行役員会に取締役が出席し、中期経営計画、年度計画及び執行役員の業務執行の進捗状況について相互間の連携を図っております。

(4) 子会社管理に対する取り組みについて

「子会社管理規程」その他関連規程に基づき、子会社が当社の取締役会決議や社長承認を要する事項及び報告する事項を定め、連携と統制を行う仕組みを構築しております。

(5) 監査役監査の実効性確保に対する取り組みについて

当社監査役会は、平成28年度、監査役会を15回開催し、監査方針や監査計画などの決定や各監査役の監査に関する重要な事項について各監査役との情報共有を図っております。

また、常勤監査役は、執行役員会をはじめとする社内の重要な会議に出席して当社グループの重要な情報の把握に努めております。そして、内部監査担当部門、子会社の監査役及び会計監査人との定期的会合、代表取締役との定期的会合などを行い、当社グループ全体の監査の充実を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	53,498
現金及び預金	20,896
受取手形及び売掛金	17,720
電子記録債権	8,694
有価証券	1,996
商品及び製品	1,130
仕掛品	112
原材料及び貯蔵品	974
繰延税金資産	652
その他	1,323
貸倒引当金	△4
固定資産	30,870
有形固定資産	21,257
建物及び構築物	8,911
機械装置及び運搬具	3,768
工具、器具及び備品	1,172
土地	7,028
リース資産	223
建設仮勘定	153
無形固定資産	2,830
ソフトウェア	2,495
ソフトウェア仮勘定	203
その他	131
投資その他の資産	6,782
投資有価証券	4,119
繰延税金資産	148
その他	2,569
貸倒引当金	△54
資産合計	84,369

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	23,282
買掛金	6,557
電子記録債務	5,202
1年内返済予定の長期借入金	3,379
リース債務	94
未払金	4,866
未払法人税等	535
賞与引当金	1,147
資産除去債務	5
その他	1,493
固定負債	8,470
長期借入金	3,962
リース債務	90
繰延税金負債	330
退職給付に係る負債	1,081
役員退職慰労引当金	416
株式給付引当金	168
資産除去債務	384
その他	2,037
負債合計	31,753
(純資産の部)	
株主資本	50,897
資本金	13,267
資本剰余金	12,351
利益剰余金	29,391
自己株式	△4,113
その他の包括利益累計額	1,718
その他有価証券評価差額金	1,264
為替換算調整勘定	35
退職給付に係る調整累計額	418
純資産合計	52,615
負債純資産合計	84,369

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		113,661
売上原価		76,687
売上総利益		36,974
販売費及び一般管理費		34,985
営業利益		1,989
営業外収益		
受取利息	12	
仕入割引	280	
その他	255	548
営業外費用		
支払利息	27	
売上割引	615	
その他	99	742
経常利益		1,795
特別利益		
固定資産売却益	3	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	317	320
特別損失		
固定資産除売却損	49	
退職特別加算金	42	
減損損失	11	104
税金等調整前当期純利益		2,011
法人税、住民税及び事業税	436	
法人税等調整額	235	671
当期純利益		1,339
親会社株主に帰属する当期純利益		1,339

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	13,267	12,351	28,889	△309	54,199
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△837		△837
親会社株主に帰属する当期純利益			1,339		1,339
自己株式の取得				△3,805	△3,805
自己株式の処分				1	1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	501	△3,803	△3,301
当連結会計年度期末残高	13,267	12,351	29,391	△4,113	50,897

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	877	100	597	1,574	55,773
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△837
親会社株主に帰属する当期純利益					1,339
自己株式の取得					△3,805
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	387	△65	△178	143	143
当連結会計年度変動額合計	387	△65	△178	143	△3,158
当連結会計年度期末残高	1,264	35	418	1,718	52,615

計算書類

貸借対照表 (平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	48,193
現金及び預金	17,094
受取手形	4,994
売掛金	12,098
電子記録債権	8,694
有価証券	1,996
商品及び製品	780
仕掛品	106
原材料及び貯蔵品	767
繰延税金資産	512
未収入金	793
その他	358
貸倒引当金	△5
固定資産	30,933
有形固定資産	19,606
建物	7,539
構築物	310
機械及び装置	3,661
車両運搬具	10
工具、器具及び備品	1,095
土地	6,612
リース資産	223
建設仮勘定	153
無形固定資産	2,851
借地権	40
ソフトウェア	2,525
ソフトウェア仮勘定	203
その他	82
投資その他の資産	8,475
投資有価証券	4,112
関係会社株式	1,659
長期貸付金	277
長期前払費用	247
差入保証金	2,119
その他	142
貸倒引当金	△54
投資損失引当金	△29
資産合計	79,127

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	20,829
買掛金	6,681
電子記録債務	4,142
1年内返済予定の長期借入金	3,379
リース債務	93
未払金	4,374
未払法人税等	440
未払消費税等	506
未払費用	169
前受金	84
預り金	39
賞与引当金	913
資産除去債務	5
固定負債	8,110
長期借入金	3,962
リース債務	89
長期未払金	12
長期預り金	1,554
繰延税金負債	161
退職給付引当金	1,397
役員退職慰労引当金	416
株式給付引当金	131
資産除去債務	384
その他	0
負債合計	28,939
(純資産の部)	
株主資本	48,923
資本金	13,267
資本剰余金	12,351
資本準備金	12,351
利益剰余金	27,418
利益準備金	1,077
その他利益剰余金	26,341
固定資産圧縮積立金	213
別途積立金	22,800
繰越利益剰余金	3,327
自己株式	△4,113
評価・換算差額等	1,264
その他有価証券評価差額金	1,264
純資産合計	50,187
負債純資産合計	79,127

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		106,906
売上原価		71,415
売上総利益		35,490
販売費及び一般管理費		34,132
営業利益		1,358
営業外収益		
受取利息及び配当金	297	
仕入割引	270	
その他	757	1,325
営業外費用		
支払利息	27	
売上割引	611	
その他	665	1,304
経常利益		1,379
特別利益		
投資損失引当金戻入額	150	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	257	408
特別損失		
固定資産除売却損	49	
退職特別加算金	42	
減損損失	11	104
税引前当期純利益		1,683
法人税、住民税及び事業税	269	
法人税等調整額	216	485
当期純利益		1,197

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,267	12,351	12,351	1,077	219	22,800	2,962	27,058	△309	52,367
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩し					△5		5	-		-
剰余金の配当							△837	△837		△837
当期純利益							1,197	1,197		1,197
自己株式の取得									△3,805	△3,805
自己株式の処分									1	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△5	-	365	359	△3,803	△3,443
当期末残高	13,267	12,351	12,351	1,077	213	22,800	3,327	27,418	△4,113	48,923

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	877	877	53,244
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩し			-
剰余金の配当			△837
当期純利益			1,197
自己株式の取得			△3,805
自己株式の処分			1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	387	387	387
当期変動額合計	387	387	△3,056
当期末残高	1,264	1,264	50,187

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

ク リ ナ ッ プ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 川 崎 浩 ㊞

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡 ㊞

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クナップ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クナップ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成29年5月9日の取締役会において、会社法178条の規定に基づき、自己株式4,500,000株を消却することを決議している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

フリナップ株式会社
取締役会御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 川崎 浩 ㊞

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小川 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリナップ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成29年5月9日の取締役会において、会社法178条の規定に基づき、自己株式4,500,000株を消却することを決議している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、法務・監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

クリナップ株式会社 監査役会

常勤監査役 山根康正 ㊟

常勤監査役 山本幸男 ㊟

監査役 新谷謙一 ㊟

監査役 有賀文宣 ㊟

注) 監査役新谷謙一及び監査役有賀文宣は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図



ホテルラングウッド 2階 飛翔の間

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号

電話 03-3803-1234(代)

交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅、
日暮里・舎人ライナー日暮里駅から徒歩3分

※駐車場の収容台数には限りがございますので、なるべく電車等の交通機関をご利用ください。

